

の封筒としてご利用できます。

所得税および復興特別所得税と市・県民税の申告

申告の日程

所得税および復興特別所得税の確定申告

会場▶ビエント高崎（高崎市問屋町2-7）
受付時間▶午前9時～午後4時
申告期間（ビエント高崎）▶
2月12日（木）～3月16日（月）
※この期間は高崎税務署には相談会場がありませんので、ご注意ください。
※この期間以外は高崎税務署での申告・相談になります。
※土・日（下記日曜相談日以外）・祝日を除く。
日曜相談日▶2月22日（日）・3月1日（日）
日曜相談日受付時間▶午前9時～午後4時

市・県民税の申告

会場▶市役所 困・窓
受付時間▶午前9時～午後4時
期間▶2月12日（木）～3月16日（月）
※市役所 困・窓でも上記の日程で確定申告の相談・申告書の受付を行います。次のいずれかに該当する人はビエント高崎で申告をお願いします。
○青色申告の人
○譲渡所得（土地・建物・株式など）がある人
○外国為替証拠金取引（FX）による雑所得がある人
○肉用牛の売却による所得がある人
○山林所得がある人
○住宅借入金等特別控除の適用を初めて受ける人
○営業所得がある人（税務署から申告書が送付された人）

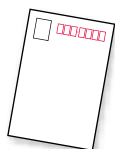
税の申告に必要なもの

- 印鑑（朱肉を使うもの）
 - 平成26年中の収入がわかるもの（源泉徴収票や支払調書、収支計算書類）
 - 通帳などの口座がわかるもの（申告者名義）
 - 各種控除を受ける人は下記の表のとおり
- 別表（各種控除の対象者や必要な書類など）

控除項目	対象	必要な書類など
障害者控除	障害者手帳などの交付を受けている人	障害者手帳など
	上記の人を除く65歳以上の人で、介護保険の要介護認定を受け、一定の要件に該当する人	障害者控除対象者認定書（詳しくは広報あんなか1月1日号P6をご確認ください。）
社会保険料控除（国民健康保険税・介護保険料・国民年金保険料など）	国民健康保険などの市に納めたもの	市から送付する納付額確認書もしくは領収書、口座振替した口座の通帳
	国民年金保険料や健康保険の任意継続など市以外に対して支払ったもの	払い込んだ領収書など
医療費控除	医療費が一定額以上ある人	昨年中に支払った医療費などの領収書（詳しくは裏面をご覧ください）
生命保険料控除・地震保険料控除	控除に該当する保険の保険料を支払った人	保険会社などが発行する控除額証明書

税務署から申告書が届いている皆さんへ

税務署からご自分の氏名・住所などが印字された申告書または案内はがきが届いている人は、申告時に持参してください。



住宅借入金等特別控除を受ける皆さんへ（平成26年中入居者）

平成26年中に、住宅を新築もしくは購入し、住宅借入金がある人は一定の要件にあてはまれば、所得税と市・県民税の税額控除を受けることができますので、**ビエント高崎にて申告をお願いします。**